

有価物集団回収事業

集団回収実施団体へ報償金を支給しています

家庭から出される古紙・布、生きびん（1. 8ℓびん、ビールびん等）、缶、廃食用油などは、リサイクルできる大切な資源です。これらの資源をみんなで集め、回収業者に回収してもらう方法が集団回収です。

大分市では、集団回収に取り組んだ登録団体に、報償金をお支払いしています。活動を通じて、リサイクル意識の高揚や、地域のコミュニケーションを深めることに繋がります。

活動について

- 1 団体の事前登録が必要です！
自治会、子ども会、老人会、PTA、生徒会、スポーツ少年団その他の団体であって、営利を目的としない市内の団体が対象となります。
- 2 集団回収を行う
集めた資源は、回収業者に回収してもらいます。
- 3 回収量を確認する
回収業者が報告した量をもとに報償金額を決定します。
市から通知書が届きましたら、回収量が合っているか確認をしてください。
- 4 報償金のお支払い
数値に問題がなければ、決定した報償金を交付します。
報償金は、口座振替にてお支払いします。

※ 報償金についてのお問い合わせや、これから集団回収を始めたいという団体はお気軽にご相談ください。

※ 集団回収についての回覧用チラシをご用意しています。必要な団体はお申し出ください。

報償金について

活動月数 × 3,000 円	+	紙類・布類 5 円/kg	+	缶類 7 円/kg	+	びん類 10 円/kg	+	廃食用油 20 円/kg	=	大分市からの報償金
----------------------	---	-----------------	---	--------------	---	----------------	---	-----------------	---	-----------

例) 上期(4月～9月)の間に各月活動し、紙類・布類を1,000kg、缶類を2,000kg、びん類を4,000kg、廃食用油を50ℓ回収した場合

$$(6 \text{ 月} \times 3,000 \text{ 円}) + (1,000 \text{ kg} \times 5 \text{ 円}) + (2,000 \text{ kg} \times 7 \text{ 円}) + (4,000 \text{ kg} \times 10 \text{ 円}) + (50 \ell \times 20 \text{ 円}) \\ = 78,000 \text{ 円}$$

お問い合わせ 大分市役所 ごみ減量推進課 TEL 537-5687